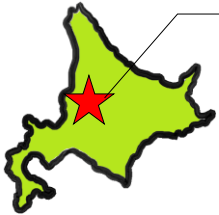


北海道消費者被害防止 ネットワークニュース NO.76

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

深川地域消費者被害防止ネットワーク設立

～深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町～



ますます「見守りの輪」が広がっています。前号の速報でお知らせしたとおり、空知管内の深川地域に 9 月 29 日付で消費者被害防止ネットワーク(ネットワーク名:深川地域消費者被害防止ネットワーク)が設立されました。地域ネットワークの設立は空知管内では 9 番目、道内では 63 番目です。同日に開催された設立総会に消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業を北海道から受託している(一社)北海道消費者協会も出席させていただきました。



この地域ネットワークは「深川市と妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町の連携を強化する」ことで悪質業者に狙われや

すい高齢者の被害を未然に防止することを目的としています。

構成団体は深川市を始めとする妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町の一市四町の行政機関はもとより、深川消費者協会、深川警察署、深川市の社会福祉協議会などの福祉関係、金融協会、町内会連合会、商工会議所など 15 団体です。

活動内容は、情報交換のため年 1 回以上定例会議を開催し、必要に応じて臨時会議を開催します。



悪質商法や特殊詐欺の情報を集約し、構成団体に情報提供をします。また、情報を集約するため通報シートを作成します。

多くの関係機関の方々のご尽力により深川地域での地域ネットワークが誕生しました。その誕生は、今後において道内の各市町村における地域ネットワーク設立にあたり、機運を高めることによる波及効果が大いに期待されるところです。

◆◆◆教育啓発グループからのご案内◆◆◆

北海道消費者協会では、平成 22 年度より、啓発活動の一環として「訪問販売お断りステッカー」を各市町村にあっせんしてまいりましたが、近年とくに高齢者の被害が増加傾向にあることや、「訪問販売お断りステッカー」の貼ってある消費者宅に訪問勧誘する行為は、北海道消費生活条例違反であることを全面的に打ち出すため、この度ステッカーを一新することとしました。

関心のある方は、お問い合わせ窓口、

北海道消費者協会教育啓発グループ 011-221-4217(代表)

までご連絡ください。



(訪問販売お断りステッカー W72×H195 mm)



登別市の特殊詐欺防止活動を紹介します

このコーナーでは各団体の活動を紹介しています。今回は、特殊詐欺防止啓発活動で出前講座を行っている登別消費者協会の劇団「登・消劇団」と登別市消費生活センターの啓発グッズ・手作りの「つまようじ入れ」を紹介します。



◆劇団「登・消劇団」

平成 26 年 1 月に結成。これまでも、書面と言葉で啓発活動を行ってきましたが、寸劇による啓発活動の良さを認識して劇団を結成しました。

「目で見ても」「声で聴いても」「共に参加する」ことにより、被害防止の理解がより深まることを目的としています。主な公演は、町内会(写真左)、第 37 回登別消費者大会(写真中央)、平成 28 年度胆振消費者大会(写真右)など。

演題は「点検商法」「還付金詐欺にあわないために」などです。

◆手作りの「つまようじ入れ」(その振込み・送金ちょっと待て！)

手のひらサイズの「つまようじ入れ」は、縦 15 cm 横 7.5 cm の紙をシャツの様に折り、襟のところに「つまようじ」が入るようになっています。「高齢者が被害に遭わないように」と願いを込めて、ひとつ一つ大切に製作。啓発活動をする際に、会場入場者や参加者に対して配布しています。



特別相談 「通販トラブル110番」 実施しました

平成 28 年 10 月 29 日(土)にネットショッピングなど通販のトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会所属の弁護士が一緒にお話を伺いました。

当日は、合計 14 件の相談を受け付けました。

主に寄せられた相談内容は、商品購入のためのネット通販が 5 件、アダルトサイト及びその二次被害が 5 件、情報商材及び被害回復サービスが 2 件、テレビショッピング 1 件、架空請求 1 件でした。主な事例を紹介します。

事例1)

ネットショッピングでカード決済を利用して化粧品を購入した。随分前に申し込んだが商品がまだ届かない。どうしたらよいだろうか？

(50 歳代)

事例2)

タブレット端末で誤ってアダルトサイトに登録され、請求画面が表示された。後日裁判を起こされたりするのだろうか？

(60 歳代)

事例3)

簡単に稼げるとの動画を見て情報商材を購入した。空いた時間に簡単な作業で稼げるとのことだったが、SNS などを利用してフォロワーが増えるまでは商品の紹介もできない。騙されたように感じるので解約したい。

(40 歳代)

困ったときは、一人で悩まずに相談しましょう！

北海道立消費生活センター相談専用電話 050-7505-0999 番(平日 9:00~16:30 土日祝休)

消費者ホットライン 188 番(全国共通の電話番号)まで。お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道警察が特殊詐欺被害防止モデル店舗に委嘱

北洋銀行北 24 条支店

許さない
特殊詐欺

被害総額
3 億 3643 万 8942 円

依然として
多額被害



(委嘱式の様子 北洋銀行北 24 条支店にて)

北海道内で発生した特殊詐欺被害は1月から10月末現在で、前年同期比74件減の152件です。ただ、還付金詐欺に限ると26件増の41件と増加しています。

被害総額は3億3643万8942円です。この多額な被害を防止するため北海道警察は、平成28年10月26日に北洋銀行北24条支店(札幌市北区)を道内金融機関初の模範店となる「特殊詐欺被害防止モデル店舗」に委嘱しました。北海道警察は、取り組みの効果を検証して、被害防止に有効な対策を

他の金融機関にも報告し「モデル店舗」を更に増やしていくことを考えています。

特殊詐欺被害防止には金融機関とのより密接な連携が極めて重要です。モデル第1号として今後の取り組みに期待したい。



道警生活安全部長
安部雅弘氏

北洋銀行北 24 条支店長
千葉賢一氏

道警の安部雅弘生活安全部長から千葉賢一支店長へモデル店舗プレートを手渡す

詐欺の犯行手口が多様化する中、お客様を被害から守ることは金融機関の社会的な責務。より一層の注意喚起をしていきたい。

◆被害防止活動の主な取り組みを紹介します。

- ・特殊詐欺防止機能付き電話を展示。
- ・還付金詐欺やオレオレ詐欺の犯人の音声が入る電話機などを設置。
- ・警察官の立ち入り警戒回数を増やす。
- ・還付金詐欺への注意を促すフロアマットを ATM 前に設置。
- ・北海道立消費生活センター制作の被害防止パネルの展示。

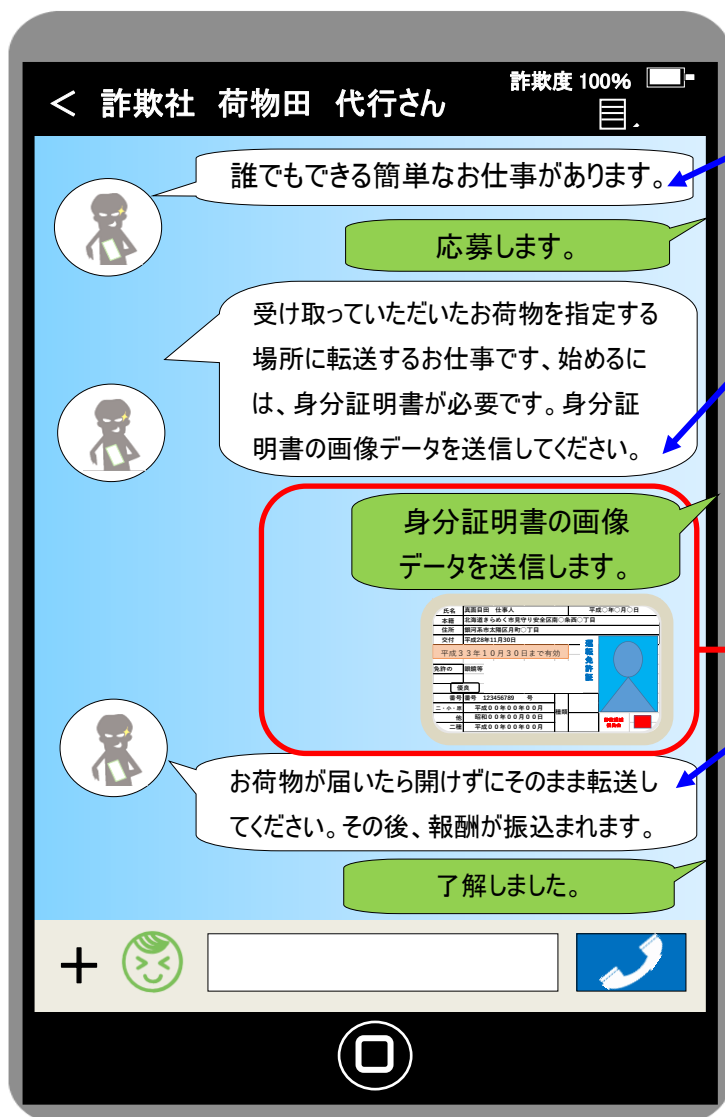


(写真提供:北海道警察)

だまされないで、そのバイト、詐欺です

「荷受代行」「荷物転送」にご用心！

全国の消費生活センターには、「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトをするために身分証明書を送ったところ、知らない間に自分名義のスマートフォンや携帯電話が契約されていた」という相談が平成27年11月～平成28年9月末の間に130件寄せられています。（「独立行政法人国民生活センターHP」より一部抜粋）



SNS などの投稿で人を募集。

お仕事に必要であるとして身分証明書と顔の写真のデータを要求。

ここがポイント

入手した個人情報などを使い、消費者本人になりすまして勝手にスマホを契約。

荷物を開封せずに指定先に転送するよう指示。

（荷物のスマホが消費者本人名義であることを消費者本人は知らない。）

転送されたスマホを転売。

数か月後、通信業者から身に覚えのない請求書が届き、問い合わせると自分名義のスマホの契約と判明。

消費者の皆様へのアドバイス

- ・携帯電話不正利用防止法上、携帯電話などの契約にあたっては本人確認が義務付けられており、消費者が事前に送付した身分証明書の画像を使用して何者かが契約をする行為は、同法に違反する行為だと考えられます。
- ・なりすまして購入されたスマホの月額利用料金、解約手数料は名義人が負う可能性もあります。
- ・「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトは絶対にしないようにしましょう。また、運転免許証や健康保険証、銀行口座などの個人情報は不正に利用される恐れがあるので絶対に伝えないようにしましょう。
- ・おかしいと思ったら、すぐにお近くの消費生活相談窓口や当センター相談専用窓口へお問い合わせください。

北海道立消費生活センター相談専用 ☎ 050-7505-0999（相談受付時間 平日/9:00～16:30）